

京都丹波ジビエ街道づくり事業首都圏戦略業務 公募型プロポーザル募集要項

京都府中丹広域振興局では、京都丹波地域の自然豊かな環境で育った野生鳥獣の肉（以下、「京都丹波ジビエ」という。）のPR・販路拡大を図るため、大消費地である都内でシェフ及びマスコミ向け試食会の開催や、都内飲食店複数店舗で京都丹波ジビエを使用したキャンペーンの実施、京都丹波ジビエブランドを効率的に全国発信することとしており、次のとおり企画・運営に係る業務委託について具体的な企画提案を募集する。

1 業務概要

(1) 業務の名称

京都丹波ジビエ街道づくり事業首都圏戦略業務

(2) 業務の内容

「業務委託仕様書」による。

(3) 委託業務期間

契約締結日から平成29年3月17日まで

(4) 委託上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募する者に必要な資格

次のいずれの要件をも満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する要件に該当しないこと。

イ 京都府から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 京都府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職等を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 過去に、ジビエ料理に関するイベントの企画・運営の実績を有すること。又は、これと同等の実績を有すること。

3 応募手続

(1) 応募に関する質疑応答

質問期限：平成28年6月24日（金）正午まで

質問方法：F A X又は電子メール（F A Xの場合は電話連絡のこと）にて、応募先に提出すること

質問様式：任意とするが、件名は「京都丹波ジビエ街道づくり事業首都圏戦略業務」とし、質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを記載すること。

回答方法：質問者に対し電子メール又はF A Xにより随時回答します。

なお、回答内容については、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものを除き、京都府中丹広域振興局ホームページにおいても随時掲載する。

（２） 応募方法

別紙提出書類の提出をもって本募集に応募したものとする。

（３） 応募書類及び部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

（４） 応募書類の受付

応募期限：平成28年6月30日(木) 午後5時まで

応募方法：持参（平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）又は、郵送（書留郵便により応募期限内必着）

※ 同一者からの複数提案は認めない。

応募先：京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室
〒625-0036 京都府舞鶴市字浜2020番地

4 契約の相手方の特定

（１） 特定方法

参加資格があると認められる者の企画提案書等の書類を基に、意欲、理解力、提案内容等をより正確に把握するため、事業業務委託に係る意見聴取会議を開催する。意見聴取会議においては、企画提案者から提案内容のプレゼンテーションを実施し、意見聴取会議の委員が次の項目により評価して、京都府中丹広域振興局が本業務委託契約の相手方を特定する。

（評価項目）

- a 的確性（企画力等）
- b 信頼性（業務実績等）
- c 妥当性（経費見積）

(2) 意見聴取会議の開催

日 時 : 別途連絡 (平成28年7月4日実施予定)

場 所 : 京都府福知山総合庁舎 (予定)

〒620-0055 福知山市篠尾新町宇1丁目9番地

所要時間 : 応募者毎に15分程度(プレゼンテーション10分、質疑5分)

なお、プレゼンテーションは、提出された応募書類に基づいて行うもので、追加資料の提出やプロジェクターの使用等は認めない。

(3) 結果の通知

特定・非特定の結果については、全ての応募者に通知する。

(4) 特定の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

ア 2に掲げる資格のない者が応募した場合又は応募資格を失った場合

イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 予算の規模を超える見積書が提出された場合

5 契約に関する基本的事項

(1) 契約までの手続等

4(3)の結果の通知後速やかに、京都府中丹広域振興局は、特定の通知を行った委託候補者と提案内容を基に契約に向けた協議・調整を行った上で、委託候補者からあらためて事業の実施に係る見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 府税納税証明書等の提出

特定を受けた委託候補者は、契約に先立ち、府税の滞納がないことを確認するため府税納税証明書等を提出しなければならない。

(3) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は免除する。

6 その他の留意事項

(1) 応募書類の作成、提出等に要する経費は応募者の負担とする。

- (2) 次に該当する場合は、失格とする。
- ア 2に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合
 - イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ウ 応募書類が本募集要項又は仕様書に示した要件に適合しない場合
 - エ 見積限度額を超えた金額が提示された場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした場合
 - カ 他の応募者と企画提案内容について相談したり、他の応募者に企画提案書を開示する等、競争を制限する行為をした場合
- (3) 応募書類については返却しない。
- (4) 担当部署から指示があった場合を除き、提出期限後は応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は提案者に無断で使用することはないが、提案のあった内容については今後の施策の立案等に参考とすることがある。

7 問い合わせ先・応募窓口

京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室（京都府舞鶴総合庁舎2階）

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜2020番地

TEL 0773-62-2508 FAX 0773-62-2859

電子メール chushin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp